



ARAS INNOVATOR コミュニティー版ライセンス契約書

このコミュニティ版ライセンス契約書（「本契約」）をよくお読みください。本契約は、アクセス、ダウンロードおよびインストールまたはそのいずれかを行おうとしている ARAS INNOVATOR ソフトウェアのコミュニティ版（「許諾ソフトウェア」）へのアクセスについて定めています。本契約は、ARAS CORPORATION（「ARAS」）と、許諾ソフトウェアを自己のためにまたは雇用主のためにダウンロード、インストールまたは使用する個人（以下「ライセンサー」）との間で締結されます。許諾ソフトウェアおよびライセンサーに提供される関連ドキュメンテーション（「本ドキュメンテーション」）は、本契約の条項が適用されます。本契約の目的のために、本契約において許諾ソフトウェアというときはすべて、許諾ソフトウェアに関連して ARAS が一般に提供しているすべての本ドキュメンテーションが含まれるものとします。

ライセンサーは、承諾ボタンをクリックすることにより、またはそれ以外の方法で許諾ソフトウェアをダウンロードし、インストールし、もしくは使用することによって、本契約に拘束されることに同意し、本契約の当事者となり、したがってライセンサーは、(i) 本契約の条項を読み、理解し、および本契約に拘束されることに同意したこと、(ii) ARAS との間で拘束力を有する契約が成立する法定年齢に達していること、(iii) 本契約を締結する権限を有していること、を表明したこととなります。ライセンサーは、本契約の条項のすべてに同意しないときは、許諾ソフトウェアのダウンロード、インストール、アクセスまたは使用を認められません。ライセンサーは、本契約の条項のすべてを承諾する権限を有しないときは、許諾ソフトウェアをインストール、アクセスまたは使用しないでください。

A. ライセンス付与および使用

A.1 ライセンスの付与

A.1.1 ライセンス付与 ライセンサーが本契約の条件を継続して遵守することを条件に、Aras は、ライセンサーに対し、アクセスまたはライセンス・キーの送付に際し、かつ、本期間中、ライセンサーの社内業務目的のためにのみ、許諾ソフトウェアをダウンロードし、インストールし、および使用する限定的、非独占的、譲渡不能および再許諾不能の取消可能ライセンスを、以下のとおり、許諾します。

(a) ライセンサーが所有しまたはリースしているコンピュータサーバーに許諾ソフトウェアのコピー1部をインストールし、その使用を専らライセンサー、その子会社および関連会社の従業員、受託者およびコンサルタントに、ならびにライセンサーの供給者および顧客の従業員（総称して「**認定ユーザー**」という）に許可し、許諾ソフトウェアに基づき許可されるユーザーを 50 人に限定すること。

(b) ライセンサーが許諾ソフトウェアのすべてのコピーに秘密保持および所有権的権利の表示を複製することを条件に、許諾ソフトウェアのコピーをバックアップおよび障害回復用にのみ 1 部作成すること。

(c) ライセンサーが本ドキュメンテーションのすべてのコピーに秘密保持および所有権的権利のすべての表示を複製することを条件に、合理的な部数の本ドキュメンテーションのコピーを作成し、そのコピーを許諾ソフトウェアに関連して使用するために認定ユーザーに頒布すること。

A.1.2 認定ユーザー ライセンサーは、最大 50 人の認定ユーザーにのみ、許諾ソフトウェアにアクセスを許可することができます。認定ユーザーはそれぞれ 1 名の個別のユーザーに相当し、1 名以上の個別のユーザーによって共有しまたは使用することはできません。認定ユーザーのみが許諾ソフトウェアにアクセスしおよび使用することができます。ライセンサーは、許諾ソフトウェアの使用を監督しおよび管理し、許諾ソフトウェアが本契約の条項に従って認定ユーザーに使用されるようにしなければなりません。

A.1.3 システム要件 ライセンサーは、本ドキュメンテーションに明記する許諾ソフトウェアのハードウェア、ソフトウェアその他の該当のシステム要件を、単独で、自己のシステムに対応させる責任を有します。Aras は、

ライセンサーが第三者のハードウェアまたはソフトウェアを使用したことによって生じた問題について、本契約に基づくいかなる義務または責任を負いません。

A.2 使用制限

A.2.1 使用の限定 ライセンサーは、専ら本契約により明示的に許可されているように、許諾ソフトウェアを使用することができます。ライセンサーは、Aras の書面による事前の明示の同意なしに、（直接に、または従業員、受託者、コンサルタント、代理人その他代表者を通じて間接に）次のことを行ってはなりません。(i) 許諾ソフトウェアもしくはその派生物を第三者に対してまたは第三者により売却し、リースし、再許諾し、その他その使用もしくはアクセスを許可し、またはその他の方法で許諾ソフトウェアをサービス機関によって使用すること。(ii) 許諾ソフトウェアのソースコード、アルゴリズム、タグ、仕様、アーキテクチャ、構造その他の要素をリバースエンジニアリングし、逆コンパイルし、逆アセンブルし、修正し、その他推論を試みること（その禁止が適用法により明示的に禁止されているが、その場合に Aras に対して事前に通知する場合を除く）。(iii) 許諾ソフトウェアまたは本ドキュメンテーションの派生物を生成すること。(iv) 許諾ソフトウェアのライセンス・キーのメカニズムを操作し、その他使用を制限しようとしている許諾ソフトウェアのメカニズムを回避すること。(v) 許諾ソフトウェアに関連して貼付または表示されている、製品の識別、所有権、秘密保持、著作権その他の表示を除去すること。(vi) 違法な目的のために、または第三者の権利を侵害して、許諾ソフトウェアを使用すること。または、(vii) 許諾ソフトウェアの性能、能力もしくは機能性の検査または許諾ソフトウェアのベンチマーク検査の結果を第三者に開示し、引渡し、その他利用させること。ライセンサーは、消費者として本契約で付与されたライセンスを使用しようとしているのではなく、自己の事業に許諾ソフトウェアを使用しようとする（大学環境で使用することを含みます）ことを表明します。

A.2.2 第三者ソフトウェア Aras は、許諾ソフトウェアの一部を第三者ライセンサーからライセンスを付与されています（「第三者ソフトウェア」）。なお、ライセンサーによる第三者ソフトウェアの使用には、第 A.2 条、第 A.3 条などの、本契約の条件が適用されます。ライセンサーは、(i) 第三者ソフトウェアを許諾ソフトウェアの不可欠の要素としてのみ使用すること、(ii) 第三者ソフトウェアの修正、翻案、翻訳または派生物の生成を行わないこと、または第三者ソフトウェアを他のソフトウェアにマージしないことを約束します。

A.2.3 更新 ライセンサーは、Aras が、許諾ソフトウェアの更新を提供する義務を負わず、または更新を提供する場合に、ライセンサーに通知する義務を負わないことを了解します。ただし、Aras は、許諾ソフトウェアの継続的な使用には許諾ソフトウェアの必要な更新に従うことを条件とすることを要求することができます。ライセンサーが許諾ソフトウェアをダウンロードした場合には、許諾ソフトウェアの更新を Aras が提供しているかどうか、ライセンサーがインストールしなければならないかどうかを確定するために定期的にその位置を確認してください。今後、ライセンサーに提供される、許諾ソフトウェアのリリース、更新その他の機能性の追加は、Aras が特に明示的に記載しない限り、本契約の条項が適用されます。

A.2.4 ソフトウェア保守の不存在 別個の、互いに署名した書面による契約によって Aras が明示的に、かつ、特に同意しない限り、許諾ソフトウェアは、いかなる種類のソフトウェアの保守またはサポートなしに提供されます。

A.2.5 利用データ Aras は、許諾ソフトウェアの操作から生じる利用データ（「本利用データ」）を所有します。本契約は、本利用データを Aras が利用することを禁止するものと解釈されません。ただし、いかなる利用データも、ライセンサーの身元が第三者に明らかにならないように統合され、および匿名化されることを条件とします。

A.3 Aras 知的財産

許諾ソフトウェアは、許諾するものであり、売り渡すものではありません。許諾ソフトウェアは、特許、著作権、商標、営業秘密その他の法律（国際条約を含みますが、これに限りません）で保護されています。上記で明示的に付与された制限的ライセンスの権利を除き、許諾ソフトウェア、本ドキュメンテーション、第三者ソフトウェアならびに許諾ソフトウェアおよび第三者ソフトウェアの一部またはコピーその他許諾ソフトウェアに関連して提供されまたは利用に供される Aras 資料または情報のすべての権利、権原および利益は、引き続き

Aras またはそのライセンサーに独占的に帰属します。本契約は、許諾ソフトウェアもしくは第三者ソフトウェアおよび/またはそのコピー、修正、改善、更新、翻訳その他の二次的著作物に係る所有権を譲渡するものではありません。ライセンサーは、許諾ソフトウェアに担保権を設定し、またはそれに係るライセンサーの権利を許諾することはできません。第三者ライセンサーは、第三者ライセンサーが利用可能なその他の権利または救済手段のほか、それぞれの構成要素に関し、本契約の第三者受益者です。

A.4 プライバシー条件

Aras は、許諾ソフトウェアの使用に関連してライセンサーおよびその認定ユーザーからある種のデータおよび情報を収集することができます。そのデータおよび情報のすべてを、Aras は Aras プライバシーポリシー (<https://www.aras.com/en/privacy-policy> に掲載しています) に従って収集し、使用します。ライセンサーは、許諾ソフトウェアのライセンスに関連して Aras に対してライセンサーが提供するライセンサーの業務連絡先情報 (ライセンサーの認定ユーザーの連絡先情報を含みます) が、Aras に対して本契約に関する目的のために当該情報を処理することを許可するすべての必要な同意を与えて提供されたものとみなすことに同意します。ライセンサーが Aras に対して当該情報を提供した範囲で、自己の認定ユーザーから必要な同意を得るのはライセンサーの義務となります。ライセンサーは、Aras が、世界的な範囲で事業を展開しているグローバル企業の内にはいつていること、および個人データがライセンサーの国以外で処理されることがあることを確認します。個人データのすべての転送は、適用されるデータプライバシーの法律に従い、Aras プライバシーポリシーに記載するところによるものとします。

B. ライセンス期間

B.1 期間 本契約は、ライセンサーが本契約を承諾した日に開始し、本契約に従って早期に終了しない限り、ライセンサーが許諾ソフトウェアを利用および使用している間、効力を存続します。

B.2 ライセンサーによる終了 ライセンサーが本契約を終了したいときは、ライセンサーは、許諾ソフトウェアのすべての使用 (自己の認定ユーザーの使用を含みます) を中止し、ライセンサーのシステムから許諾ソフトウェアを削除することにより、終了することができます。

B.3 Aras によるライセンスの終了 Aras は、ライセンサーに対して提供した許諾ソフトウェアのライセンサーによる使用またはアクセスを、ライセンサーが本契約の規定に違反した場合、または Aras が適用法による場合などの理由で、停止または終了する権利を有します。ライセンサーは、終了のすべてが Aras の単独の裁量でなされること、および Aras がライセンサーのアカウントまたはライセンスの終了について、ライセンサーまたは第三者に対していかなる責任も負わないことに同意します。

B.4 終了の効果 本契約が終了したとき、許諾ソフトウェアを使用するライセンサーの権利は自動的に終了し、ライセンサーは許諾ソフトウェアのすべてのコピーを自己の費用で除去および削除しなければなりません。ライセンサーは、本契約が終了するときは、ライセンサーのコンテンツおよび/またはそれに関わるデータ (ある場合) が削除されることになる場合があることを了解します。Aras は、停止または終了 (ライセンサーのコンテンツおよび/またはデータの削除を含みます) について、ライセンサーに対して、いかなる責任も負いません。性質上効力を維持すべき本契約の条項のすべて (所有権条項、保証の否認、責任の限定を含みますが、これに限りません) は、本ライセンスの終了後も効力を維持します。

C. 一般条件

C.1 保証の否認

ライセンサーは、適用法で許容される最大の範囲まで、ライセンスをソフトウェアが「現状の状態で」および「入手された状態で」提供され、あらゆる瑕疵を有することを明示的に了解し、同意します。ライセンサーは、適用法で許容される最大の範囲まで、Aras が許諾ソフトウェアに関し、明示、黙示、または制定法上を問わず、いかなる種類の保証、表明または条件も行っていないことを明示的に了解し、同意し、および、Aras は、商品性、特定目的適合性、所有権および非侵害の黙示の保証その他の一切の保証を否認します。ライセンサーは、許諾ソフトウェアのすべてが、ライセンサーが単独で危険を負担して、使用することに同意します。Aras は、

次のことを保証しません。(i) 許諾ソフトウェアがライセンシーの要件を満たすこと。(ii) 許諾ソフトウェアが中断せずに、時宜に適切、安定し、またはエラーがないこと。(iii) 許諾ソフトウェアの使用から得られる結果が正確または信頼できること。または、許諾ソフトウェアのエラーが是正されること。Aras または第三者 (Aras パートナーを含むが、これに限定しません) が与えた技術上その他のアドバイスまたはサービスから、いかなる義務または責任も生じないものとします。ライセンシーは、許諾ソフトウェアを使用することから得た結果について、単独で、責任を負います。Aras および Aras の認定パートナーのいずれも、許諾ソフトウェアの操作その他の使用が中断することなく、エラーがないこと、またはライセンシーのデータ、コンピュータもしくはネットワークに損傷または混乱を生じさせないこと、を保証しません。

C.2 侵害請求

Aras は、知的財産侵害請求または訴訟を含む、いかなる請求または訴訟 に対して補償しません。ライセンシーが許諾ソフトウェアをダウンロードし、インストールし、または使用し、その許諾ソフトウェアのいずれかの部分が第三者の知的財産権を侵害している、不正使用している、または違反していると正当な権限を有する裁判所の判決を受ける場合には、本契約に基づき付与されたライセンスは直ちに終了し、ライセンシーは許諾ソフトウェアを使用することを直ちに停止しなければなりません。Aras は、許諾ソフトウェアに関し、ライセンシーを補償し、防御し、または免責する義務を負いません。

C.3 責任の限定

Aras およびその取締役、従業員、代理人、パートナーまたは供給者のいずれも、次に掲げることについて、いかなる場合にも、ライセンシーに対して責任を有しません。(i) データおよび/またはコンテンツの使用のエラーもしくは中断、損失、または不正確もしくは不正な改変、(ii) 何らかの原因による、契約によるか、不法行為によるか、その他責任の理論に基づくかを問わない、ライセンシーがその損害賠償の可能性について助言を受けていたか否かにかかわらず、収益の損失および利益の損失、(iii) 代替の物品、サービス、権利またはテクノロジーの調達費用、(iv) 許諾ソフトウェアに対するライセンシーの信頼、(v) 100 ドルを超える (総額) 直接損害賠償、(vi) Aras の合理的な管理の及ばない事項、または (vii) 許諾ソフトウェアの使用もしくは使用不能、(B) ライセンシーのデータへの不正アクセスもしくは改変、または (C) 許諾ソフトウェアに関するその他の事項に起因する、責任理論に基づく、本契約から生じまたは関連する身体的もしくは肉体的傷害または精神的苦痛に対する損害賠償。責任の限定は、適用法に基づき許容される最大の範囲まで実施されるものとします。付随的損害賠償または間接損害賠償の実施または制限を認めない国もありますが、その場合には、上記の制限および実施はそのすべてについて、ライセンシーには適用されません。

本契約から生じるいかなる請求も、方式にかかわらず、訴訟原因が生じてから 1 年または法律が許容する最低期間のいずれか短い期間を経過して、Aras に対して提起することはできません。

C.4 輸出

許諾ソフトウェアおよび本ドキュメンテーションは、米国輸出管理法およびその関連規則を含む (これに限定しない) 米国の輸出管理法令が適用され、他の国の輸出または輸入規則が適用されます。ライセンシーおよびその認定ユーザーは、そのような規制を遵守しなければならず、ライセンシーが、法律に従った方法で、許諾ソフトウェアおよび本ドキュメンテーションを輸出し、再輸出し、または輸入することができるかどうかを決定する責任を単独で負うことに同意します。ライセンシーは、適用の米国輸出管理法および規則その他両当事者に対して管轄権を有する国の適用の輸出管理法または本契約で予定されている取引に違反して、許諾ソフトウェア (これに限らない) を含む製品、テクノロジーまたはソフトウェアを直接または間接に輸出、再輸出または積替えをしないことを表明し、保証し、誓約し、および同意します。ライセンシーは、許諾ソフトウェアを使用することによって、ライセンシーおよびその認定ユーザーが米国禁輸国または米国財務省の禁輸対象個人リスト・企業リストもしくは米国商務省の EAR 違反者リストに記載され、その管理の下にあり、またはその国民もしくは居住者となることはないことを表明し、保証します。ライセンシーは、ライセンシーまたはその認定ユーザーが本条に基づく義務に違反することまたはそれに関連して生じる一切の請求、損失、債務、損害

賠償、罰金、違約金、費用および経費（弁護士費用を含みます）について、Aras に対して補償し、Aras の責任を免除します。ライセンシーの本条に基づく義務は、本契約の満了または終了後も効力を維持します。

C.5 雑則

C.5.1 機密保持 両当事者またはそれぞれの関連会社が本契約に基づき共有する情報は、秘密と明記されまたは秘密と合理的に考えられる何らかの形態または方法で開示され、「極秘」と明記され、指定され、その他特定されているか否かにかかわらず、本契約に基づき提供されるテクノロジー、営業秘密、本ドキュメンテーションおよびノウハウ（これらに限りません）を含むときは、秘密とみなします（「**秘密情報**」）。秘密情報は、公に利用されているまたは独自に開発された情報を含みません。他方当事者の秘密情報の受領当事者は、本契約に基づき自己の債務を履行しおよび自己の権利を行使するために必要である場合を除き、当該秘密情報をいかなる目的のためにも使用しないことに同意します。受領当事者は、自己の秘密情報を保護するために用いると同じ程度で、かつ、いかなる場合にも合理的な注意以上の注意を用いて、開示当事者の秘密情報の秘密を保護しなければならず、その開示および不正使用を避けなければなりません。本契約が終了した後、各当事者は、他方当事者に対し、本契約の期間中に受け取った他方当事者の秘密情報を返却しなければなりません。上記にかかわらず、本契約の存在性ならびに許諾ソフトウェアおよび本契約両当事者の同一性は、いずれの当事者も業務目的のために開示することができます。

C.5.2 米国連邦政府における利用規定 許諾ソフトウェアは、適用があるときは DFAR 第 227.7202 条および FAR 第 12.212 条による「商業コンピュータソフトウェア」および「商業コンピュータソフトウェアドキュメンテーション」とみなされます。許諾ソフトウェアを使用し、修正し、複製し、公表し、履行し、表示し、または開示する合衆国政府の権利は、本契約が適用されます。

C.5.3 準拠法及所轄裁判所 本契約は、抵触法の準則を適用せず、マサチューセッツ州の法律に準拠し、同法に従って解釈されます。本契約から生じるすべての紛争は、アメリカ合衆国、マサチューセッツ州、サフォーク郡内の連邦裁判所および州裁判所の専属的管轄権および裁判籍に属します。両当事者は、法域で採用しているときは米国統一コンピュータ情報取引法（UCITA）を、および国際物品売買契約に関する国際連合条約を明示的に放棄しおよび否認します。

C.5.4 可分性条項 本契約のいずれかの規定が無効および執行不能であるときは、その規定は、その無効性または執行不能性を除去するために、必要な限度まで、解釈され、制限され、修正され、または必要なときは分離され、それ以外の本契約の規定は、有効に存続します。

C.5.5 契約譲渡条件 本契約の全部または一部は、Aras の書面による事前の同意なしに、ライセンシーが譲渡することはできません。本契約の条項に基づき明示的に認められていない、またはそのような同意なしになされる、吸収合併、企業買収、法律の適用その他の方法による場合を含むライセンシーによる譲渡の試みは、無効であり、効力を有しません。

C.5.6 合意; 修正 本契約は、ライセンシーと Aras との間の完全な了解事項および合意事項を規定しています。本契約に別途明示的に定められている場合を除き、本契約の他のいかなる条項または条件および本契約のいかなる補正、変更または修正も、Aras が権限を与えた役員の書面による承諾のない限り、Aras に対して拘束力を有しません。

C.5.7 第三受益者の不存在 本契約は、本契約両当事者ならびにそれぞれの承継人および許可を得た譲受人に対して拘束力を有し、その利益のために効力を生じます。本契約は、いかなる性質のコモン・ロー上もしくはエクイティ上の権利、利益または救済手段を他のいかなる者にも付与しようとするものではなく、または付与しません。

C.5.8 コミュニケーションの為の情報 ライセンシーのライセンス・キー、許諾ソフトウェアのバージョン、動作環境およびインストールされた言語パックは、随時、インストールされた許諾ソフトウェアにより Aras に送信されます。この情報によって、Aras は、ソフトウェアパッチ、重大なバグ修正および技術告示に関し、例えば (i) ライセンシーのサーバーに直接に、正しい言語で、入手できる新規のサービスパックに関する警告をダ

ダウンロードすることにより、(ii) **ライセンシー**の環境で動作する許諾ソフトウェアの特定のインストールに提供される重要なテクニカルサポートの通知を**ライセンシー**に送信するために、ユーザーインターフェースを利用することにより、**ライセンシー**とのコミュニケーションの効率を高めることができます。ソフトウェアの更新は、**ライセンシー**のインストールに自動的に適用されません。

C.5.9 本契約の更新 Arasは、本契約を更新して、Arasウェブサイトのコミュニティー版ダウンロードのページに掲載することによりいつでも、本コミュニティー版ライセンス契約の条項を変更することができます。本契約の変更は、修正の日以後に取得または更新された許諾ソフトウェアの更新版に適用されます。